

札幌社保協 FAXニュース

2008年 11月17日(月)
社保協事務局 発行
Tel823-0867 Fax821-3701
E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

札幌社保協結
成10周年記念レ
セプションは、09
年1月10日(土)で
す。ホテルノースシティ

すべての子どもに正規の保険証を！ 医療を受ける権利は大人も同じ！



札幌社保協、道生連・札幌協議会 市と子どもの資格証問題で交渉

札幌社保協・道生連は7日に子どもの国保資格証発行の中止を申し入れ、11日に市長が子どもへの保険証の発行を表明したのを受け、14日に交渉を行いました。新婦人、区社保協などを含め約30人が参加しました。

札幌社保協、道生連からは市の今回の決断が大変良いものであることを評価しました。同時に今回の市の判断の立場からは、医療を受ける権利は子どもだけでなく、大人にも保障されるべきではないかと迫りました。資格証明書の発行が、多くの人を医療から遠ざけている実態も示しました。

市は医療を受ける権利を認めながらも、「資格証明書の発行は国保の健全な運営上必要」との態度を崩しませんでした。

資格証明書問題での質問と市側の回答

◆保険証を12/1交付するまでの間、対象の資格証世帯の子どもはどうなるのか？

(市)各区に相談してもらえればきめ細かく対応し、医療を受けられるようにしたい。新保険証は11月20日頃には郵送で対象世帯に送る。

◆短期保険証世帯の子どもはどうなるのか？

(市)国保の法律で同一世帯の保険証有効期間は同じにしなければならない決まりのため、短期のまま。医療を受けられることを第1に考えたのが今回の措置で、短期保険証はとりあえず医療は受けられると判断した。

◆子どもが資格証でなくなっても、親はどうなる？

(市)病気など特別な事情の場合は相談してもらいたい。

◆今回の措置は除外なのか特別な事情なのか？

(市)「特別な事情」として18歳未満は一律に除外。

◆16歳で働いている例、18歳未満の世帯主等は？

(市)除外対象になる。年齢で一律に区切っている。

◆今回の決断の理由は？

(市)市長の政策的な判断。子どもの権利条例の制定も当然考慮されたと思う。厚労省の調査があると聞いた時点で、国の指導があると担当部署でも考えていた。

【残された課題】一改めて回答

①短期保険証の窓口交付世帯の場合、保険証が渡らない可能性がある。

②資格証世帯の親が特別な事情で短期保険証が交付された場合、1年間の保険証が出されている子どもは3ヶ月の短期保険証にされるのか。

福祉灯油を実施して ください！対市交渉

11月19日(水)

11:30~12:30(11:15市役所1階集合)

会場:市役所3階南東会議室

中田保健福祉局長が出席します。

負担限度額認定証、出産育児一時金、出産貸付金は 滞納世帯でも相談を

入院費用を限度以上払わなくても良い「限度額認定証」、出産費用を直接医療機関に支払う「出産育児一時金」は、原則国保料の滞納がないことが条件になっています。札幌では、認定証はほぼ発行されていますが、滞納額が大きいと発行されない例も報告されています。

14日の札幌市の交渉では「あくまで原則なので、相談してください」との回答でした。出産貸付金は国保連合会の事業で札幌市の斡旋という形態ですが、同様に市側は「相談の上」と言っています。機械的にだめだと言わないように、区に徹底を求めました。